

自動車基準の国際調和及び認証の相互承認に関する
「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」、
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和及び認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的な採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 156 回会合において、協定規則のうち「歩行者頭部及び脚部保護に係る協定規則」（以下「歩行者保護協定規則」という。）の策定並びに「後退灯に係る協定規則（第 23 号）」（以下「後退灯協定規則」という。）及び「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」（以下「取付装置協定規則」という。）の改訂が承認されており、平成 24 年 11 月 18 日にこれらが発効される予定となっています。

我が国においてもこれらを採用し、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」（以下「保安基準」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下「細目告示」という。）等を改正することとします。

2. 改正概要

（1）保安基準及び細目告示の改正

- ① 低速走行時側方照射灯^{※1}（保安基準第 40 条の 2（新規）、細目告示第 58 条の 2（新規）、第 136 条の 2（新規）、第 214 条の 2（新規）、別添 52 関係）

後退灯協定規則及び取付装置協定規則の改訂に伴い、以下のとおり改正することとします。

※1 低速での走行を支援するための車両側方への補助的照明として使用される灯火

【適用対象】

- その製作日が平成 24 年 11 月 18 日以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

以下に掲げる基準に適合する低速走行時側方照射灯を備えることができることとします。

- 色：白
- 個数：1 又は 2（2 の場合は自動車の側面に 1 ずつ）
- 方向：下向き

○ 光度：

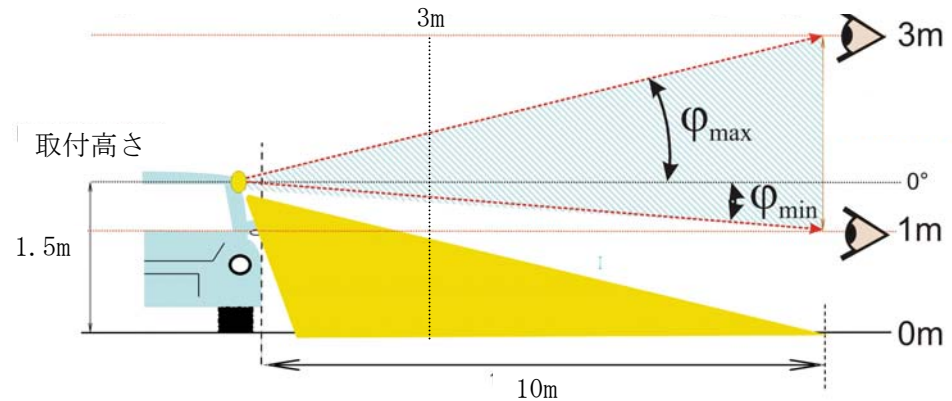
- ・ 500カンデラ以下とします。
- ・ 車両の側方、前方又は後方に向けて直接照射される光が下記に定める垂直最小角から垂直最大角までの範囲内で0.5カンデラを超えないこととします（測定距離：最低3m）。

垂直最小角： $\varphi_{\min}[\text{°}] = \arctan((1 - \text{取付高さ}) / 10)$

垂直最大角： $\varphi_{\max}[\text{°}] = \varphi_{\min} + 11.3\text{°}$

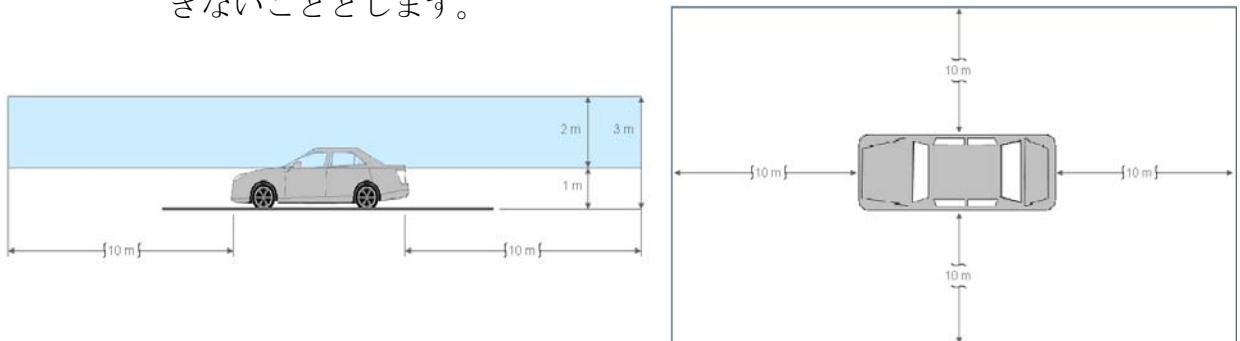
※「取付高さ」の単位：m

- ・ 例) 取付高さが1.5m、測定距離10mの場合



○ 非視認性要件：

- ・ 以下の水色のゾーンから、低速走行時側方照射灯の見かけの表面が視認できないこととします。



○ 電気結線：

- ・ 前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であることとします。
- ・ 次の(a)～(c)までの要件を一つ以上満たす場合に限り、自動的に点灯するものとします。
 - (a) 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等においては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が10km/h以下の場合
 - (b) 変速装置を後退の位置に操作している場合
 - (c) 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/h以下の場合
- ・ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/hを超えた場合には、消灯する構造であることとします。

② 車室外乗降支援灯^{※2}（細目告示別添 52 関係）

取付装置協定規則の改訂に伴い、以下のとおり改正することとします。

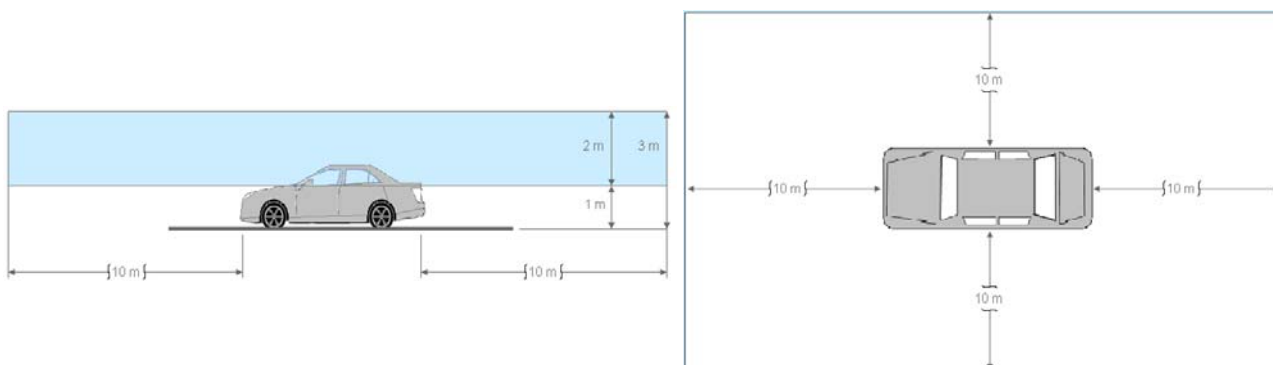
※2 乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火

【適用対象】

- 型式の指定を受ける日が平成 29 年 11 月 18 日以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

【改正概要】

- 個数：
 - ・ 「無制限」から「2」に変更することとします。ただし、車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドル以外の位置に取り付ける自動車にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドルにそれぞれ 1 個ずつ備えることができることとします。
- 非視認性要件：
 - ・ 「後方 15° 方向の決められた領域から、見かけの表面が確認できないこと」から「以下の水色の領域から、車室外乗降支援灯の見かけの表面が確認できないこと」に変更することとします。



○ 電気結線：

- ・ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯及び後部上側端灯は、車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、細目告示別添 52 3.11^{※3}及び 3.12^{※4}の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとします。
- ※3 車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯は、電気結線に関し、同時に点灯し、かつ、同時に消灯するように取り付けられなければならない。
- ※4 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯は、電気結線に関し、3.11. に規定する灯火器が消灯しているときに点灯できないように取り付けられなければならない。

③ その他

その他、協定規則において、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたので、細目告示についても同様に所要の改正を行うこととします。

(2) 装置型式指定規則の改正

歩行者保護協定規則の採用並びに後退灯協定規則及び取付装置協定規則の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第2条（特定装置の種類）、第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 第2条（特定装置の種類）関係
 - ・「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」及び「低速走行時側方照射灯」を追加します。
- 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
 - ・「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」は歩行者保護協定規則に基づき認定されたものについて、また、「低速走行時側方照射灯」は後退灯協定規則に基づき認定されたものについて、それぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
 - ・「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置」について、取付装置協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号に第6改訂版を追加することとします。なお、第5改訂版については、引き続き型式指定を受けたものとみなすこととします。
- 第6条（特別な表示）関係
 - ・第3号様式に定める表示方式（左記）については、「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」は $a \geq 8$ 、「低速走行時側方照射灯」は $a \geq 5$ とします。



(3) その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール

公布：平成24年11月16日

施行：平成24年11月18日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar12.html